

西日本入会林野研究会

会 報 (第16号)

『リゾート開発と入会林野』 (第16回シンポジウム)

〈報告要旨〉

奈半利町郷分生産森林組合の状況について	高橋 秀雄 (1)
開発・狙われる入会林野	川原 祥治 (3)
奄美群島における旧慣使用林野	有村 栄作 (5)
リゾート開発の展開と共有林野	依光 良三 (9)

〈シンポジウム〉

I 入会に関する法律問題

① いわゆる「委任の終了」について	(13)
② 奄美群島の公有林野と「旧慣使用権」	(14)
③ 入会権と入会地の開発	(16)
④ 組合財産の処分	(16)
⑤ 地方自治法260条の2・地縁団体法人について	(17)

II 経営上の問題

① 租税について	(20)
② 財産所有形態と収益金の利用	(20)
③ 郷分生産森林組合と地域振興	(21)
④ 多数組合員の転出	(22)

〈大会記事・総会報告〉

1992・5

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

第一条（名 称） 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条（目 的） 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条（事 業） 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条（会 員） 本会は西日本（中・四国、九州）地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条（事務所） 本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条（役 員） 本会の役員として運営委員若干名及び監事2名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

監事は本会の会計を監査する。

役員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条（総 会） 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条（会 費） 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

第九条（会計年度） 本会の会計年度は9月1日から翌年8月31日までとする。

制定 昭和50年10月7日

改正 昭和59年9月26日

奈半利町郷分生産森林組合の状況について

高知県奈半利町郷分生産森林組合 高橋秀雄

を活用していたが入会林野等近代化法を求めるようになり、入会林野整備事業が実施されたこととなった。

昭和54年より測量を開始、58年5月第1次計画の認可を受けるとともに5月9日郷分生産森林組合を設立。60年2月第2次計画の認可を受け入会林野整備事業を完了した。

1. 奈半利町の概要

本町は、高知市より東へ約60kmに位置し、東西約6km、南北約8km、総面積27.99km²で山林原野がその80%を占めており、東は室戸市、西は魚梁瀬美林を源とする奈半利を境として田野町と、北は北川村に隣接し、南は太平洋に面している。

総人口は、4527人で(1634世帯)、気候は年平均気温が17℃、年間降水量2160mmと温暖で年間を通じて農作物の育成が可能である。

本町の産業では、農業はハウス園芸がさかんで、スイカ、ナスが中心で、また、最近では、いちじく、やまももの産地化に取り組んでいる。

漁業は、本町東部に位置する加領郷漁港を基地にかつおの一本釣が行われている。

林業の現況は、町域の80%に相当する2201haが山林で、うち30%(658ha)が国有林で、70%(1543ha)が民有林である。民有林では、すぎ、ひのきを主体に植林が進み人工林が39%を占めており、県平均の60%を下回るものの海岸に面した立地条件を考慮すれば山林の有効利用が図られていると思われる。

町内には、製材工場が4工場あり、そのほとんどが国有林材により営まれている。

2. 郷分生産森林組合の沿革

郷分7部落は明治の時代より約600haの田畠山林原野を共有して200余農家の薪炭牧草地として利用してきた。

昭和24年この内林野76haを県に自作農特別措置法に基づき売り渡した。その代替地として国有林若松山51haを譲り受けた。これまで郷分では規約や慣行的な取り決めにより入会林野

3. 組合の現状

現在、組合員数204名、役員は理事7名、監事3名(いずれも非常勤)となっている。事務処理は、役場職員1名が臨時的に行なっている。

組合財産たる森林の総面積は531ha(現物出資による)である。利用別にみると、人工林248ha(杉20%、檜80%)、天然林305ha、竹林等8haとなっている。このうち、213haについて、土流保安林の指定を受けている。なお、一部の土地を、ゴルフ練習場用地、亜炭(泥炭)採掘場用地、町産業廃棄物処理場用地として貸し付けている(いずれも0.5ha程度)。

損 益 計 算 書

平成2年4月1日～平成3年3月31日

科 目	小 計	合 計
1 事業総損益		
1. 収 益		
2. 費 用		
事業総利益(総損失)		

2 事業管理費

単位：円

区分	勘定科目	金額	計
人件費	役員報酬	120,000	
旅費交通費		11,280	
事務費	消耗品費	5,520	
	通信費		
業務費	会議費	342,000	
	交際費	32,200	
租税負担金	固定資産税（公課）	337,000	
雜費		5,600	854,002

3 事業外損益及び特別損益

単位：円

費用	金額	収 益	金額	損 益
支払利息	120,000	受取利息	62,974	
雜支出	583,197	雜収入	1,140,758	
負担金	500,000	ヤマト口料	167,560	
森林防除・薬代	69,522	亜炭 "	300,000	
油代	1,840	ゴルフ	360,000	
チエソリー修理代	11,835	助成金	50,000	
計	703,197	電柱敷地料	19,540	
		税報奨金	23,658	
		工場敷地料	200,000	
		ワイヤー代	20,000	
			1,203,732	500,535
		補 助 金	277,217	277,217
合 計	703,197		1,480,949	777,752

欠損金 △76,250円 (854,002円 - 777,752円)

4. リゾート開発について提言

入会権は、前近代的な権利であり現在では、無用の権利だと認識する向きがあるかも知れないが、土地の利用や開発に対する法的規制の弱い我が国において、全員の合意を基本とする土地の集団的な管理制度の入会は林野を無用の開

な開発であれば前向きに実施すべきである。

当組合における具体例としては、ある企業よりゴルフ場開発の話があったが、里山の破壊は、地域住民に被害がある、町行政、地域住民、組合員の意見の一一致しない開発は駄目だと断ったようなこともある。

発から守るという機能を果たしていると考えられる。もとより入会林野近代化法の理念は林野利用の高度化という点にあり、この法律の適用は整備面積の増大を目的とするのではなく、土地問題や環境問題全体から入会という集団的な制度を

考えなければならないと思われる。安い考え方で林野を破壊する開発はすべきではないし大きな開発だけが地域活性化に繋がるとは限らない。入会林野は祖先大先輩たちの愛郷精神の遺産であって大規模なリゾート開発から守ることが大切である。ただ、森林保健機能等充実した都会の人々が森林に親しんでもらえるよう

開発・狙われる入会林野

福岡市森林公社 河原祥治

また、公共用地の買収担当部や民間業者には調査体制、折衝能力などが優れており、このことが入会権、慣行を軽視することに、つながる場合も生じます。勿論、入会関係法の存在も知られていないでしょう。

1. 開発の実態

一昔までは開発と言えば団地、いわゆる住宅用地が主でしたが、最近ではゴルフ場などのレジャー施設やリゾートが開発の代名詞化しており大規模なものが多いようです。

このため大面積の用地が確保しやすい共有林即ち入会林が対象として狙われるのです。こうした時に該地が入会地であること、権利関係が言々されることもなく売買され、開発されたり、開発されなかつたり、いずれにしても土地の権利は既に住民の手をはなれ、悲喜こもごものドラマが展開されるのです。幸か不幸か、多人数による記名共有タイプで手のつけようがない入会林が山林原野として、都市近郊に厳然と存在を誇っている例もあります。

2. 入会林野、入会権は隠される

入会林野、入会権は地元関係者に余程の理解がない限り、行政等対外的には真実を聞かせてもらえません。勿論、これは入会林野、入会権の正しい認識がないことによる警戒感と行政不信とも言えるでしょう。

この為、入会林野近代化整備法の素晴らしさを理解させようにも、門前払い、相手にしてもらえず…。後からの話によると法の適用を受ければ簡単、安価に解決できたものを奇妙な方法で高い代償を支払っている例もあります。

3. 土地取引は登記が優先される。

土地取引において登記権利者が優先されるのは当然ですが、入会地の場合、このことが先行すると、失権者が復活したり、登記のない権利者が無視されたりで話がこじれるケースがあります。

4. 村を救う入会林野

入会林から生産される「木材」等は公共的用途に、又災害救助等に使用され村を救ってきました。しかしながら最近では木材収入より、土地、そのものを対象とするいわゆる開発によって、直接あるいは間接的（代替地など）に入会林野が村を救っています。

5. 「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」

本法をよく理解し活用するならば、正に「伝家の宝刀」と言えますが無闇に抜かせてはなりません。その必要のない場合も多々あったのではないかでしょうか。しかしながら最大限に活用させて欲しく今後とも存続が是非とも必要な法律であります。

6. 整備後の運営は近代化されているか。

法により権利関係が近代化され、大多数の地域で生産森林組合いわゆる法人化が進んだと報告されています。この為の組合運営は近代化されているのでしょうか。近代化されなくとも関係者の喜びの声があれば問題ありません。

面積も少なく、定めた収入もない法人では法人住民税の負担にも事欠くのが実情であると聞き及んでいます。

7. 地方自治法の一部改正について

「地縁団体」いわゆる町内会や自治会に法人格を付与する旨の改定規定を盛り込んだ地方自治法の一部を改正する法律が平成3年4月2日公布、施行されました。

私が何故にこの事を取りあげたかは、先に縷々述べましたが、現行の近代化後に設立を指導される法人化、即ち生産森林組合が本来目指すべき目的とこれ等の法人の実態があまりにかけ離れており「鎧」が重過ぎるからです。そこで地方自治法で「地縁団体」に公益法人格を与えたように、林業関係の法律、勿論入会林関係法でも構いませんが、例えば、森林組合法の一部改正等により、現行法人になじまない小規模のものを救済する制度を整えて欲しいのです。切に当局の御一考を願うものであります。これは今後に残されている整備が困難な入会林野や自然環境保全、林業振興に協力、立ち上がりうとする市民団体等にも朗報になるかと思います。まずは入会林野関係者の論議の盛り上りを期待します。

8. 入会林野の整備にあたって

言い古された言葉でしょうが、入会林野、入会権、入会権利者を十分認識すること、更に敢えて「伝家の宝刀」と申しあげますが、近代化法の適用を受け、法人化する場合、その必要性を十分検討してください。くどいようですが、代表者登記によるものは「委任の終了」で十分だと思うからです。要は地域の実情次第です。

全国、津々浦々ゴルフ場、リゾート開発等々の「アブク」が押し寄せ多くの入会林野が狙われたことでしょう。又、狙って欲しいと願ったところもある筈です。そして開発という掛け声だけで失われた入会林野もあるのではないでしょうか。

最後になりましたが、持ち堪える事さえ困難な林地もありましょうが、地球環境を守り、林業振興の礎であります山林、原野の保全を疎にしてはならないことを肝に銘じたいと思います。



奄美群島における旧慣使用林野について

鹿児島県林業振興課 有村栄作

1 奄美群島の林野の概況

鹿児島市の南約400km沖に南北約210kmに及ぶ奄美群島は、奄美大島（本島）をはじめ徳之島、与論島など8つの島からなる。気候は亜熱帯海洋性で、年間3,000mmを超える雨が降る。森林は、総面積1,238.59km²のうち67%に当る826.68km²を占めており、その97%が本島と徳之島にある。所有形態でみると、民有林が全森林面積の90%を占めており、県73%や国69%に比べて極めて大きい。森林の蓄積は8,730千m³で、このうち民有林が90%を占めその大半がイタジイを主体とする広葉樹（67%）で、針葉樹はリュウキュウマツ（30%）がみられるほかスギ、ヒノキは極めて少ない。

2 奄美群島の入会林野等の概況

民有林のうち公有林を除いた私有林60,144haの保有形態をみてみると、個人所有44%、入会林野及び旧慣使用林野33%、その他会社等有林18%となっており、権利関係が複雑な入会林野等が多く、林業経営の近代化を阻害している。奄美群島における入会林野等は、本県の全入会林野等面積の55%を占めるが、認可され、権利関係が整理されたものは、県全体の15%に過ぎない。また調査測量については、60件6,135haを実施しているが、権利関係が非常に不明確なことから、そのうちの10件1,519ha（面積で25%）が認可されたのみである。

3 林野における利用形態の沿革

奄美群島における土地の利用形態には、本土とは異なった取扱いがなされた経緯があり、このことが山林所有者の確定や公有と私有との境

界判別に苦慮する結果となり、整備推進の弊害となっている。その経緯を以下に述べる。

明治以前 - 薩摩藩の砂糖生産政策により、島民は自由に入山採取、開墾し、かんしょの作付けを行っていた。

明治7年 - 鹿児島県に編入される。

明治11年 - 土地官民有区分が行われ、藩の直轄林はなきにひとしい状態であつたため、ほとんどが村持、住民総有となつた。

明治22年 - 町村制施行。奄美群島には施行されなかった。

土地台帳法の制定。

明治31年 - 民法制定。

明治40年 - 島嶼町村制が施行され、奄美群島は20ヶ村に統合された。

明治41年 - 島嶼町村制の施行に伴い、「鹿児島県令第30号」が出された。

※ 県令第30号

「沖縄県及び島嶼町村制の施行に付き、旧町村有の所有財産は總て新町村の基本財産と為す可し。此の場合に於て財産の額著しく差異あるときは、其の均衡を得せしむる為相当の方法を設けて補充を為すことを得。旧町村に於いて起したる負債の儀は、新町村の負担に帰すべし。」この県令で新町村有林が成立したが、県の一方的な命令により町村有とされ、文書等の取り交わしも行われなかたため、境界が明白でなく、新町村による森林の施業も実施されにくくい状態にあった。

明治44年 - 森林法による町村有林の施業案編成が義務づけられる。

大島においては、森林法が保安林に関する条項を除き施行されなかつたため、町村有林といえども森林法による施業案編成の義務がなく、整理区分も行われなかつた。

大正9年 - 島嶼町村制の廃止。本土と同じ町村制の施行。

森林法も全面的に適用され、各町村において施業案編成と各町村有林の境界確定が行われ、大部分は住民に対する「貸付地」として從来どおりの入会利用が認められた。各町村の直轄林は、官行造林、県行造林によるもののが多かった。

昭和4年 - 県による「大島郡災害救済備林造成条例」が施行される。

「大島郡災害救済備林として基本財産を造成し併せて造林の範を示す」ことを目的とし、町村有林に県行造林が行われた。造林は小規模で、住民の林野利用が侵害されることはない。

昭和21年 - アメリカ軍政下におかれる。市町村の施行。

戦時中から全国的に林木の濫伐がみられたが、アメリカ軍政下におかれた大島においてはそれがいっそう激しかった。

山林の伐採、開墾は、生活維持のため個人単位で行われ、それは市町村有地にまで及んだ。アメリカ軍政下では、日本国内法の適用ではなく、林野について軍政府も特別の支持はしなかったことなどから、町村有地上に個人の支配権が発生した。

昭和28年 - 奄美群島本土復帰。

日本国内法が全面的に適用され、市町村も本土と同等の扱いとなつた。

昭和29年 - 「奄美群島復興特別措置法」が制定され、復興特別事業が着手された。

本土復帰により、当然本土との経済交流が自由になり、バルブブームの波に乗って島民は個人有林、市町村有林の別なくきそつて立ち木を伐採した。ここでも公有地上に個人の支配権が成立するという現象が生じた。

昭和32年 - 38年まで「公有林野整備事業」が行われ、公有林野の境界確定が行われた。

大体において個人が現実に支配、管理している土地は個人有を認め、個人が開墾、伐採しても現実に使用収益していない土地は市町村有に確定するという方針で行われた。

昭和41年 - 「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」制定。

こののち、昭和39年からの「奄美群島振興事業」や昭和49年からの「奄美群島振興開発事業」にのっとり、林業に関しては森林資源の有効利用のための諸施策が図られ、林業発展に対する意欲が高まってきた。

さらに、昭和59年からの「新奄美群島振興開発事業」では、林業振興のための10ヶ年計画のなかで、入会林野等の整備を促進することが計画され、今後ますます権利関係の明確化が進み、地域林業の発展に寄与することが期待されている。

4 整備推進の方策

奄美群島、とりわけ奄美大島や徳之島においては、総面積に占める森林の割合が大きく、林

業的に豊富な森林資源を活用するためのみならず、土地を資本として成り立つ各種産業振興の第1歩として位置づけられ入会林野等の整備は、非常に重要なことであると思われる。

奄美群島において整備を推進するにあたっては、これまで述べてきた経緯から、まず入会林野か旧慣使用林野かの判断が必要となってくるであろう。現在名瀬市では、主に前出の「貸付地」を対象とする旧慣使用林野整備が進行中であるが、市町村有が明確な林野を除いて私権的(民法上の)入会権の存する土地として取扱ったほうが良策と考える。

それは、旧慣使用林野整備は、計画樹立の主体が市町村であり、基本方針、整備計画の策定及び決定等、整備手続きが議会の議決によって

すすめられることから、行政と地元民との立場の違いによって互いの意見調整に苦慮するとともに、地元民の意向が十分に反映されない可能性を秘めていると思われる。一方、入会林野整備は、手続きが当該土地に直接利益を被る地元住民主体のもとに行われ、意義申出の期間も設けられていることから、十分に地元の意向が反映され、旧慣使用林野整備によるよりもその地域に最もふさわしい状態に帰着し、農林業経営の健全な発展に資するための近道であると考えられるからである。

<参考資料>

『奄美大島における入会林野』 中尾英俊

(昭和42年3月)

表 奄美群島の入会資源等の整備状況

(単位: ha %)

市町村名	入会地域分布状況		調査測量済			認可済		
	事業体数	面積(A)	件数	面積(B)	実施率(B/A)	件数	面積(C)	実施率(C/A)
名瀬市	17	1,985	21	1,075	54.2			
大和村	11	3,284	1	168	5.1			
宇検村	14	2,764	6	1,941	70.2	2	777	28.1
瀬戸内町	53	7,359						
住用村	15	1,826	2	561	30.7			
竜郷町	15	66						
笠利町	-	-	2	139				
喜界町	29	339	13	447	131.9			
徳之島町	6	902	7	1,008	111.8	3	441	48.9
天城町	8	572	8	796	139.2	5	301	52.6
伊仙町	-	-						
和泊町	7	7						
知名町	1	2						
与論町	-	-						
計(イ)	176	19,106	60	6,135	32.1	10	1,519	8.0
本県計(イ)	2,132	35,106	346	18,539	53.0	201	10,165	29.0
(ア)/(イ)	8.3	54.6	17.3	33.1		5.0	14.9	

リゾート開発と共有林野 — 静岡県東部地域の事例 —

高知大学農学部 依光良三

しかし、この時期の開発は余りにも大規模に達したが故に、多大の環境破壊問題を招き、市町村が条例で開発規制に乗り出し、県も開発凍結（昭和50年～60年）を行うなど、厳しい規制がしかれた。

しかし、周知のように、近年、国策としての「四全総・リゾート法」下で再びこの地域でもリゾート開発が動きはじめた。南伊豆を除く東部地域のゴルフ場、別荘地、その他レジャー施設の位置を示したもののが図1で、うちゴルフ場の現況ならべに造成中手当中のものを示したのが表1である。既設のものでもいかに大規模に開発がすんでいるかがわかるが、さらに近年のリゾートマンションや別荘地および現在手当中のゴルフ場などを含めると大変な数に達する。

表1 静岡県東部地域ゴルフ場現況

市町村	既設	造成中	手当中
小山町	10		4
御殿場市	9		5
裾野市	5		5
長泉町	2		
三島市	2	1	
沼津市	4		4(1)
函南町	3		3
熱海市	2		
韭山町	2	(増1)	1
大田町	2		1
伊東市	4		8(2)
中伊豆町	4		3
修善寺町	3		2
天城湯ヶ島町	2		2(1)
合計	54	1	41(4)

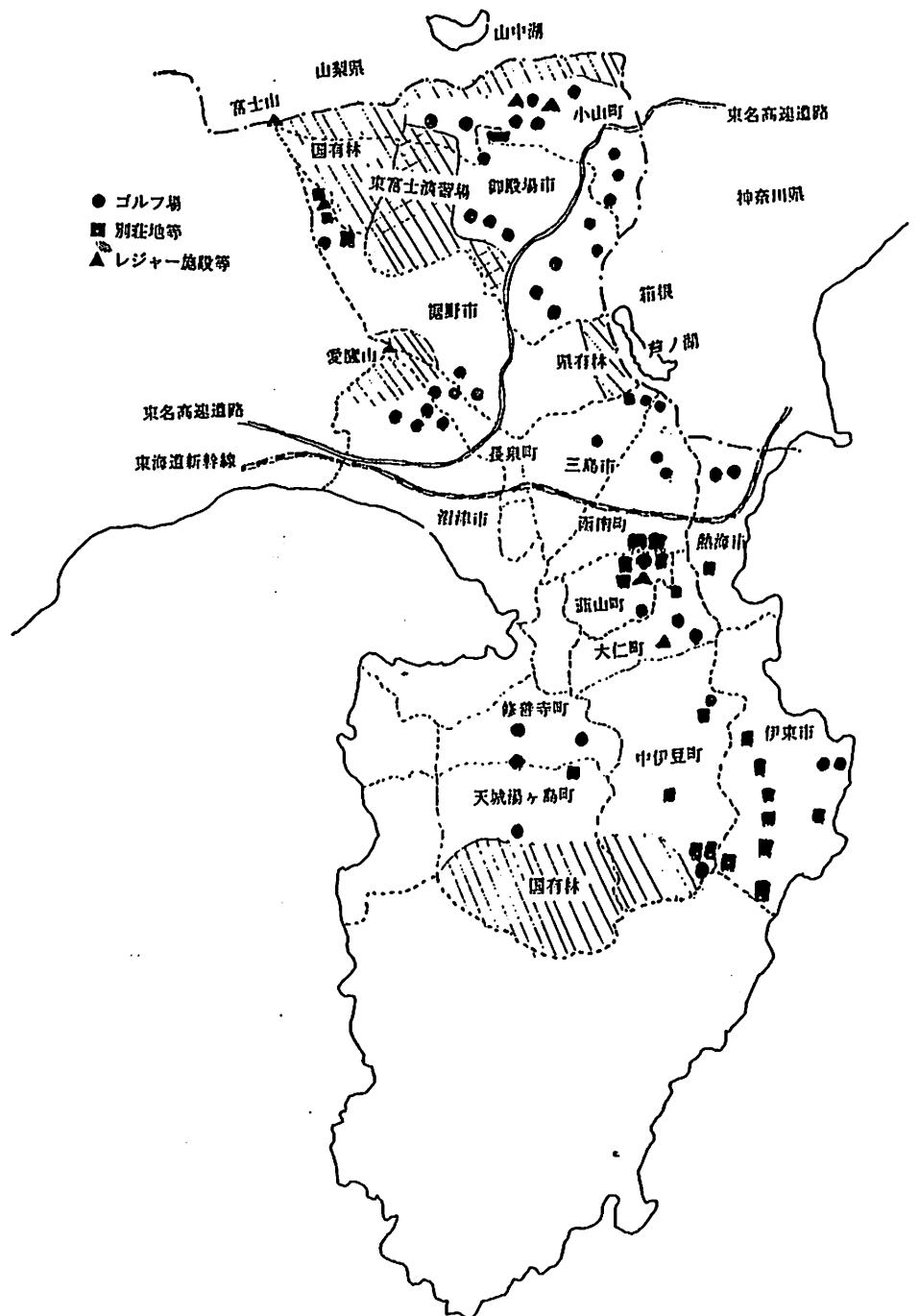
注) 1. 静岡県東部農林事務所調べ
2. () の数字は、内、手続中のもの

表 市町村別林野面積

区分 市町村別	総面積 林野 面積	内 民 有 証 林												総面積 に 対する 林野率 (%)				
		國 有 林			私 有 林													
		林野 所 管	官 行 造林地	その 他	計	県 官 林	市 町 村 有 林	公 有 林	森 林 開 発 公 團	部 落 有 林	会 社 有 林	個 人 有 林	その 他	私 有 林 計				
(総 計)	123,944	82,668	8,033	114	69	8,216	306	14,002	14,308	1,287	19,556	7,186	29,584	2,531	60,144	74,452	66.7	
(大島本島)	81,989	69,394	4,104	80	69	4,253	281	12,668	12,948	1,287	17,764	6,900	24,129	2,111	52,191	65,139	84.6	
名瀬市	12,787	10,390	444	45	-	489	54	2,213	2,267	292	1,706	391	4,715	530	7,634	9,901	81.3	
大和村	9,035	7,900	22	-	-	22	62	7,191	281	52	2,772	1,299	2,850	123	7,096	7,878	87.4	
宇検村	10,256	9,313	892	-	-	892	57	680	1,737	0	4,249	810	1,239	387	6,685	8,422	90.8	
戸内町	23,900	20,875	982	35	69	1,086	24	1,524	1,548	210	6,825	1,050	9,441	715	18,241	19,789	87.3	
住郷村	11,765	11,009	1,763	-	-	1,763	0	2,032	2,032	407	1,406	3,321	2,020	60	7,214	9,246	93.6	
用郷町	8,349	6,664	0	-	-	0	85	3,544	3,629	313	16	7	2,512	187	3,035	6,664	79.8	
笠利町	5,897	3,243	0	-	-	0	0	957	957	13	789	22	1,351	112	2,207	1,090	55.0	
(喜界島)	5,575	1,090	0	-	-	0	0	1,1	132	133	0	571	3	283	100	357	1,090	19.6
（徳之島）	24,843	11,078	3,929	34	-	3,963	14	835	849	0	1,164	283	4,505	314	6,266	7,115	44.6	
天之城町	10,069	5,522	1,509	-	-	1,509	0	459	459	0	806	233	2,389	126	3,554	4,013	54.8	
伊仙町	8,494	3,598	1,881	-	-	1,881	8	242	250	0	333	18	934	182	1,467	1,717	42.4	
（沖永良部島）	6,280	1,958	539	34	-	573	6	134	140	0	25	32	1,182	6	1,245	1,385	31.2	
和泊町	4,118	259	0	-	-	0	0	11	308	319	0	25	0	648	5	678	997	10.5
知名町	5,337	0	737	0	-	0	0	4	62	66	0	12	-	180	2	194	259	6.3
（与論島）	2,082	0	111	0	-	0	0	7	246	253	0	13	0	468	3	484	737	13.8
与論町	0	0	0	0	0	0	0	59	59	0	32	0	19	1	52	111	5.3	
	2,082	0	111	0	-	0	0	59	59	0	32	0	19	1	52	111	5.3	

(注) 総数と内訳の合計は四捨五入の関係で一致しない。

図1 静岡県東部地域の林地開発状況



2. ゴルフ場開発と共有林野

立地条件に恵まれるこの地域のゴルフ場等の開発主体の多くは大企業であり、外発型の開発がほとんどを占める。開発のプロセスにおいて、

適地の土地買収は最大の難関の一つである。その土地が共有林である場合、スムースに展開するのか、あるいは歯止め的機能を果たすのか、そのような観点からいくつかの事例をみておこう。

表2 天城湯ヶ島町の共有林とゴルフ場開発の事例

町内共有林の所有形態と管理
財産区～12区の割山～250.95ヘクタール
財団法人～8振興会（森組に事務局）～556.71ヘクタール～理事長＋理事6～8人
社団法人～報徳会（持越、大平柿木）～537.49ヘクタール～社長＋理事5＋幹事2
【ゴルフ場開発が行われた事例】
持越地区的ゴルフ場開発（昭和48年に大林組が土地買収）
地区共有林+町有林+私有林=150ヘクタール
報徳社・地区共有分（旧草刈り場、1世帯1ヘクタール程度）～開発地と「差し替え」（財産変更届け）
「持越報徳社」は明治32年、それまでの入会地を植林による地区の財産形成を目的に設立
現在196ヘクタール、会員（世帯）26、かっては10日以上共同作業
出ない者は出不足金支払い、現在は森組委託+2日程度の共同作業
ゴルフ場用地販売のプロセス～35社が買収名乗り～区長が窓口
開発委員会（区長、報徳社薬院7名+1名）が決定に大きく関与
地区民（35）全体説明会の開催 賛成・反対の論議よりも1社にしほるまでが大変であったという。
最終的に35人で投票～賛成34、白票1で決定～共有地権利者は多額の現金を入手
【ゴルフ場開発が進まなかった事例】
市山・長野地区の事例（昭和40年代に多数の企業が買収にくるが、まとまらなかったケース）
財産区割山である市山・長野地区（74ヘクタール）と田沢・矢熊地区（77ヘクタール）での買収経過
4地区に対して企業がそれぞれに交渉、最終的には大成建設と藤田観光が残ったが、業者選択段階でそ れぞれの地区が、条件をめぐって二つの業者に分かれ收拾がつかなくなり、結局まとまらなかった。

表3 函南町と共有林と管理組織および開発の事例

函南町の財産区の組織	明治23年設立	往時より刈敷用入会地であったが、明治6年、箱根山宇尾山28ヶ村入会株場公有地として地券発行。明治13年民有地株山に裁定。
	箱根山御山組合 (桑原外29大字)	般地開放時に207町開放。現在山林・原野その他で558町歩貸付組員への貸付け（一般貸付）341町歩～山林・畑等（100万円）特別貸付～ゴルフ場3ヶ所（216町歩、貸付料3千8百万円）
函南町御山組合 (事務・管理組合)	箱根山殖産林組合 (桑原外29大字)	沿革は同上 一般貸付～山林54町歩、原野42町歩（年間貸地料、18.7万円）組合直轄地～57町歩
貸地料 山林・原野～180円 畑等農地～1,800円 貯内宅地～4,500円 ゴルフ場～1～4万円	箱根山禁伐組合 (桑原外32大字)	かっては箱根関所支配の官林であったが、下流の水田所有者が灌漑用水確保（水源かん登林）のために、共同で森林を保護管理し自ら禁伐林と称してきた。明治13年民有地に裁定される。 一般貸付～山林99町歩、特別貸付45町歩（810万円） 「函南原生林」～230町歩は現存～現在でも監視人が巡視

表2は天城湯ヶ島町、表3は函南町の事例を示したものである。湯ヶ島の持越地区の場合は区長を中心とする「開発委員会」が買収に応じる方向で積極的に関与し、むしろ多数の企業の中から1社にしづらりこむ選定委員会の性格が強かった。買収価格はヘクタール当たり1,200万円で、権利者には多額の現金が入るため、反対はなかったという。

一方、市山、長野、田沢、矢熊地区の4財産区にまたがる地区的愚流布場の買収時にも多数の企業が競いあったが、取りつけ道路やその他施設建設をめぐって2地区が別々の業者について、取扱がつかなくなり、まとまらなかつたが、それはゴルフ場建設そのものに反対するものがいるからではなく、地元地区間の利益をめぐるトラブルのため生じたものであった。土地所有が

財産区という公益法人であるため、販売代金が個人分割されないこともあって余計に施設面での地区、地区の利益が争点になったのかも知れない。

次に、函南町では開発にあたって、個人の借地権に対して業者から補償がなされ、御山組合（財産区）に対してはそれを差し引いた形で賃料が支払われる。借地権者92名のゴルフ場開発の場合、比較的下流に住む2名の権利者が反対したが、多勢無勢で結局一定の条件（下流の河川の一部改修）で折れる。多くの土地は植林地であったが、林業の将来性が暗いことと、後継者難で手入れもままならぬことによって、権利の返還にはさほど抵抗はなかったという。

3. まとめ

その他、小山村や御殿場市、あるいは沼津市愛鷹山などの事例では、公益法人の形や記名共有の形、などの共有林野をゴルフ場等に賃貸ないしは販売しているが、地権者が強硬に反対ケースはほとんどみられなかったという。共有林野開発を分配形態で分類すると、3形態に分けられる。

- ① 土地販売・現金取得型
 - ② 土地賃貸・地代取得分配型
 - ③ 土地賃貸・地代公益支出、剩余蓄積型
- ③の場合は公益法人のケースで、権利者には販売代金の直接的な分配はないが、間接的に地区の公共施設の改善や地区財産の蓄積もあって、表だって反対する者は、過去の開発に際してはほとんどいない。つまり、この地域においては、いかなるかたちにしろ「共有林野は開発

の歯止め」にはなっていないのである。その理由として一般論も含めて次の2点があげられよう。

(1)まとまった土地をもっているため資本にねらわれやすい。開発によって地域振興をめざす市町村では自治体が企業の先兵になって土地入手を図る場合が少なくないが、その場合、区長をつうじて話しがつけやすい。

(2)共有林野はかっては営農・生活にとって欠かせない「生存権的土地所有」であったが、戦後は大きく変質し、とりわけ高度成長期以降は激しい地下上昇の下で、地代格差（営農・林業とリゾート関連地代の格差）が非常に大きく拡大し、土地の「商品化」がすすんだ。

とりわけ、この地域での地代格差は大きく、小山村ではゴルフ場へのヘクタール当たりの賃貸料は年120万円にも達し、これは林業経営を行う場合の山林素地価格と大差ないほどである。おまけに、脱農・脱林業化も進み、後継者の大半は二次・三次産業に就労しており、これ故、この地域では地権者の開発への抵抗はほとんどない。

もちろん、地代格差の少なく地権者の多い地域では事情は異なるであろう。わずかの現金と引き換えに、水問題などの環境悪化を引き起こす可能性がある開発に対しては、地権者の中からも強硬な反対者が現われるかもしれないからである。その場合には、共有林野は開発への歯止めになるであるが、全体的には、農林業の衰退、リゾート開発への幻想と現金攻勢の前に、必ずしも歯止めにならないのではないか。

シンポジウム

司会 中尾英俊（西南学院大学法学部）
七里成徳（長崎県林務課）

発言者（発言順）

石田 智明（宮崎県林産課）	植崎 正雄（福岡県林政課）
川原 祥治（福岡市森林公社）	田中 隆行（長崎県北振興局）
江渕 武彦（西南学院大学法学部）	堺 正紘（九州大学農学部）
岡森 昭則（九州大学農学部）	野村 泰弘（徳山大学経済学部）
松原 功（入会林野等コンサルタント）	田中 信政（愛媛県森林林業課）
矢野 達雄（愛媛大学法文学部）	正岡喜久利（愛媛県入会林野コンサルタント）
有村 栄作（鹿児島県林業振興課）	竹内 伸一（広島県林政課）
依光 良三（高知大学農学部）	矢野 正三（高知県佐賀町）
沖部 明（山口県農林部治山課）	小川 晃（林野庁）
高橋 秀雄（奈半利町郷分生産森林組合）	豆田 忠（佐賀県生産森林組合連合会）
岸田 強士（鳥取県水産部治山課）	

I 入会に関する法律問題

① いわゆる「委任の終了」について
(石田) 川原報告における「委任の終了」について確認したい。たとえば、集団財産を代表者1名の個人名義で登記している場合、その代表者が交替する場合に、「委任の終了」という登記原因でこれまでの代表者から新代表者に所有権移転登記するということなのか。また、「委任の終了」にもとづく登記は、近代化法により入会整備した後に、地元で独自に行なうのか。それとも、近代化法の中で取り扱われるものなのか。

(川原) 我々の事例では、代表者1名というものはあまりなく、3名程度の代表者を設けるという方法がとられている。中には、7名という集団もある。代表者が交替した場合に、この登記原因で移転登記するわけだが、実際にはあまり頻繁に交替することなく、長期間代表者と

なりうる人が登記名義人として選出される。仮に、近代化法と絡めてこの登記方法を用いるという場合を想定すれば、一応は、整備後の利用形態の一環として、整備後その土地を代表者個人名義の登記とするという申請することになる。しかし、整備後、対象となる財産を代表者個人の登記とすることは、近代化法の趣旨に合わないと考えられるので、このような申請は認められないのではないか。ただ、整備によって権利者全員の名義による共有登記が実現した段階で整備事業終了とし、その後、地元が独立で「委任の終了」という登記原因によって代表者へ移転登記するという方法は可能だ。もっとも、そのような方法がよいかどうかは問題だが。

(石田) 「委任の終了」によって所有権登記を取得した代表者が、部外者に恣意的に移転登記するという事態が起こりえないだろうか。

(川原) そのような財産について代表者が部外者に移転登記する際、当該部外者には、部落の相違にもとづくものかどうかわからないという場合もありうる。当然、その場合の移転登記は成立する。

司会（中尾）「委任の終了」については、川原さんのほか、岡森さんと江渕さんが詳しい。お二人にも意見を伺いたい。

(江渕) AからBに「委任の終了」を原因として移転登記されたという場合、この登記は、Aを代表者とする法人でない集団の資産につき、代表者がAからBへ交替したという法律関係が表示されていると理解されることになる。川原さんの指摘は、「委任の終了」という登記原因の表示は、その財産が登記名義人の個人財産ではないということを伺わせているというものだ。私も、事実上はそのような機能を否定できないと思う。ただ、登記原因そのものに推定力があるかどうかという、登記原因の推定力に関する一般的な問題（たとえば「売買」という登記原因が表示されている場合、そこに売買があったと推定できるかという問題）については、学説上争いがある。この点について、藤原勇喜・法務省民事局第一課長補佐官は、登記原因の事実上の推定力を否定する理由はない、とされているが、この考え方は、一応、法務省の公式見解だと理解してよいだろう。さらに、「委任の終了」という登記原因が表示されている場合には、相続登記申請は受理されないという先例が示されていることを考え合わせると、「委任の終了」が表示された登記は、その財産が現在の登記名義人の個人的な財産ではない（少なくとも登記名義人がその財産について100%の所有権を有しているのではない）、という状態をあらわしているとの解釈は、十分に成り立つと思われる。しかしながら、登記名義人が他に移転登記する際に、売買等に関する集団の譲渡書などが登記申

請書面として要求されるわけではない。すなわち、登記名義人による恣意的移転登記の防止を目的とした法制度が存在しないことに注意しておく必要があろう。

(岡森) 川原さんが報告された事例について、私も調査をしたことがあるが、これらは、いずれも、近代化法の適用すなわち入会整備とは無関係だ。つまり、「委任の終了」によって新代表者が所有権登記を取得するが、その土地が入会地であることについては従前と変わりなく、入会慣習が存続している事例である。この登記原因に対する着目は、登記名義人による勝手な移転登記を防止したいという期待が理由となっている。これらの事例では、頻繁な登記名義人の交替を避けるためにできるだけ若くまた転出の可能性の少ない人を、また十分信頼できる人を登記上の代表者として選任しているという特色がある。

司会（中尾）要するに、「委任の終了」は、集団的な資産における登記名義人交替の際の登記原因なのであって、入会整備とは無関係の制度である。江渕さんが指摘されたように、登記名義人による部外者への恣意的移転登記を防止する法制度は今のところ存在しないが、仮にそのような移転登記がなされても、その財産が入会地であった場合には、その移転登記の原因たる売買は無効だということを注意しておきたい。また、「委任の終了」という登記原因の表示によって、移転登記を受けた部外者の悪意が成立し、民法94条2項における第三者でなくなる可能性が強いから、登記名義人たる代表者が恣意的に部外者に移転登記するという事態はあまり起らなくなると思う。

(松原) 4、5年前に、「委任の終了」という登記原因について、山口県のある主席登記官と話をしたことがあるが、その時、登記所においてはこの登記原因が表示されている場合には当該

財産は入会地であろうとの考え方をしているとの見解を聞いた。

② 奄美群島の公有林野と「旧慣使用権」

(矢野) 奄美群島において、明治40年島しょ町村制施行以前の村落集団は、どのような呼ばれ方をしていたか。

(有村) 町村制施行以前においては、「間切（まぎり）」制度があった。間切の中に、「方（かた）」が存在する。間切がひとつの村落集団を形成しているといってよい。

(矢野) 明治40年に島しょ町村制が施行され、翌年の鹿児島県令第30号により、旧町村有財産はすべて新町村の基本財産となすべしとされている。この基本的な姿勢にもとづいて、奄美群島の部落有財産が公有林となったという実務上の取り扱いがなされているようだ。しかし、この県令が入会地に適用され、入会地を新町村有財産となすべきだということになると、明治31年に制定された民法の中で、すでに共有の性質を有する入会権が私的な財産権として確立されていることと矛盾するよう思うが。

(江渕) 有村さんの報告では、「旧慣使用林野」と「入会林野」の二種類の用語が出てくるが、入会林野と旧慣使用林野の双方が奄美群島に存在するということか。

(有村) この県令は、まさに県による一方的な命令だ。その発令にあたっては、住民の意向などは考慮されていない。この命令によって、政策上、町村有林が形成されたが、実体は、従来からの地元住民の入会利用が継続したようだ。現在、名瀬市において、1000haほどの林野につき、旧慣使用林野整備を計画している。これは、前述の県令第30号を尊重しての立場だが、対象林野の沿革を調べていくうちに、入会林野整備にもとづく方が適当ではないかと感ずるようになったということだ。

司会（中尾）一応、町村有林野となったという

観点から、旧慣使用林野としての取り扱いになったものだろう。ただ、鹿児島地裁昭和59年11月30日判決は、村有林上に共有の性質を有しない入会権が存在することを認めている。「旧慣使用権」の出発点は、明治22年町村制の90条における旧来の慣行により使用する権利を有する者云々という規定にある。その後、明治31年の民法が制定されたところ、旧慣使用権が認められている公有地においては民法の適用がない、という議論が生じた。戦前においては、農林省は入会権の立場を、内務省は旧慣使用権の立場をとってきた。ところが、奄美においては、有村さんの報告にあったように、明治22年段階では町村制は施行されていない。すなわち、ここでは、入会権の規定をもつ民法が、明治41年島しょ町村制に先立って施行されたということだ。結局、奄美の林野においては、町村制上の旧慣使用権規定の適用がないから、論理的にいえば、ここでは旧慣使用権というものは発生しないことになる。ただ、近代化法の適用を考える場合、「共有の性質を有しない入会権」か「旧慣使用権」かという問題は、方法論の違いに過ぎず、それほど大きな問題ではなかろう。

(矢野) 戦後、占領軍政化では日本の国内法は適用されず、結局、町村有地上に個人の支配権が発生した、さらに、昭和32年においても同様に公有地上に個人の支配権が成立するという現象が生じた、32年からの公有林野整備事業の実施に際しても、現に個人が管理している林野については個人有を認める、というような取り扱いがなされているようだ。この「個人的支配権・所有権」というものがどのような状況で発生したのか。ここでいう「個人」とは、単独の者を指すのか。

(有村) 純然たる個人有だけでなく部落有の場合も含まれる。明治41年県令第30号の適用によって部落有林野が新町村の基本財産に編入さ

れても、地元民としては、従来からの利用に差し障りがあるわけでもなかったので、とくに問題とされなかつたようだ。戦後に到つて、これらの山林の一部につき、地元民により開墾が行なわれた。公有林野整備事業の際に一部個人所有を認めたというは、このような山林だ。

③ 入会権と入会地の開発

(矢野) 依光さんや川原さんの報告において、入会地の存在は開発の歯止めにならぬという趣旨の指摘があつた。私は、入会地の処分にあたっては、入会権者全員の合意が必要なので、入会権の存在は、開発事業者による土地の開発の歯止めになるのではないかと考えているのだが。

司会（中尾）歯止めにならぬという指摘について、詳しく伺いたい。また、そうであるとすれば、どのような方法が歯止めのために有効だろうか。

(川原) 数十人程度の記名共有名義の入会地につき、登記名義人がすでに死亡し相続が開始していたり、行方不明であつたりする場合には、土地の処分が難しいので開発の歯止めになつてゐるという例は、林政関係の行政部門においても現に存在する。ただ、行政庁の住宅地供給部門などは、そのような土地であつても、時間と費用を厭わずに取得する傾向にあるから、結局は、記名共有という要素が開発の歯止めになることはない。

(依光) 要するに、入会権の存在が直ちに森林の保護につながるというように、単純に考えることはできないということだ。私の報告した静岡県の東部地域の範囲で言及すれば、とにかく、入会権者の懐に入る金銭が非常に大きいということが第一点、さらに、林野の農林業的な利用に見切りをつける傾向が存在することが第二点にあげられる。東部地域は、都市近郊型農村であり、後継者不足という問題とも相俟つて、共

有地の売却や賃貸という形で収入を望むという傾向が一般的だ。環境問題についての認識が入会権者において薄い場合には、開発の歯止めは望みえないだろう。そのような問題において、むしろ入会権者が加害的な立場に立っている場合もある。ただ、入会権者らが環境破壊の被害者である場合には、入会権の存在は開発の歯止めになりうる。報告の中で、開発を前提とした処分の是非に関する入会権者らの協議において、そのうちの二名が同意しなかつた例を紹介したが、この不同意者は、土地の下流域に位置し、水源地としての森林の破壊によって被害を受ける立場にある人であった。やはり、入会権者らの地域における環境問題意識の向上・地域主義的な立場の台頭に期待するしかない。高知県・沖の浜の場合、海岸の松林が開発された場合の環境破壊に関する意識が高まり、開発賛成派と反対派に分かれて論争されたが、このように入会林野であったために環境が守られたという例はある。

(沖部) 高橋さんの報告では、郷生産森林組合において、ゴルフ場開発のきっかけを断つておられるが、組合におけるその意思決定をどのように行なわれたか。組合員の中に意見の対立はなかつたか。入会整備の対象となつた土地だからという理由で積極的な反対理由があつたか。あるいは、組合有地の中に保安林がかなりあるが、この関係でブレーキが働いたのか。

(高橋) 組合有地に隣接して養豚団地が設けられたが、これが原因で、大雨が降ると川が大腸菌で汚染され、組合員が作業のために山へ入つても水一滴飲めないということがあった。また、30年ほど前に建設されたダムのために、鮎が育たなくなつた。このような環境問題に直面して、組合や地域住民は、開発に対して臆病になり、慎重な考え方をするようになったというのが主な理由だ。

④ 組合財産の処分

(岸田) 鳥取県では、全県公園化構想が打ち出されている。今後、リゾート開発業者がどんどん入ってくる可能性がある。リゾート開発によって、生産森林組合を解散したという事例があつたら教えてもらいたい。

(檜崎) 生産森林組合有地ではないが、福岡県の場合、ある町で、近代化法によって個人有地となった土地がゴルフ場用地として利用されている例がある。整備後10年以上経過している土地だが、近代化法の趣旨からすると問題もあるう。

(川原) 解散にまで到つてないが、ある組合において、不動産会社によって住宅地として開発するために、組合有地の80%程度が買収された例がある。その後、同組合の土地の一部が、市のダム建設用地として市に売り渡されることになったという例がある。なお、生産森林組合の土地が売買された場合、基礎控除は、法人一人分しか認められない。その売却益を個人に分配する場合、贈与とみなされて、多額の贈与税がかかってくる。土地を住宅開発のために処分した生産森林組合の場合、組合員個人の税負担が大変だった。そのため、ダム用地として処分する場合、組合による財産処分という形式を避け、対象地を現物出資した組合員に返還し、組合員が個別的に、市に対して各自の財産を売り渡すという方法をとった。この方法だと、一人あたり3000万円の控除が認められるので、税負担はなかつた。財産を処分して解散する云々はともかく、売却益を個人配分する場合、個人の税負担が大きくなつて痛い目にあうことがあるので注意する必要がある。

⑤ 地方自治法260条の2・地縁団体法人について

司会（中尾）地縁団体法人に関し、設立、税金、収益、解散について多数の質問が出ている。ま

ず、この法人制度は、地方自治法の一部改正にもとづいて設けられたものだ。議論の前提として、その概略について触れておきたい。地縁団体法人は、地域的な共同活動のために不動産に関する権利等を保有するため、市町村長の認可を受けて設立されるものだ。これは、行政組織の一部と扱われるのではなく、独立した法人として扱われる。その結果、当該法人名義で不動産資産の登記ができる。また、正当な理由がない限り、その区域に居住する者の加入を拒むことができない。ここで構成員となるのは、入会集団のように区域内の世帯ではなく、個人であることに注意しておくべきだろう。

(松原) ある地域において、入会地の固定資産税を部落会会計の中から支払っていたところ、地域の住宅地化が進んで外来者が増加し、これらの者が部落会費を払っていたという例がある。この入会地につき、山口県林業公社に対して地上権を設定することになったが、すでに、部落会費を支払っている外来者を含めて地域住民が数百人にのぼつており、その全員を地盤所有者として地上権設定を行なうべきだということになると大変なことになる。川原さんの報告の中に、地縁団体法人制度は人の移動の少ない地域に妥当するという趣旨があつたが、むしろ、この例のように、外来者の流入が多い地域において妥当するような感じがするのだが。

(川原) 区域内居住者全員に加入資格ありという点を考えると、多数の外来者を抱える地域において入会地をこの法人所有財産として扱うのは無理だ。入会集団がこの制度を利用し、入会地の地盤所有権登記を地縁団体法人名義にするという方法は、やはり、住民のほぼ全員が入会権者で、かつ今後の外来者増加の可能性が少ないとする地域においてのみ可能だろう。

(田中) この制度は入会整備に関して、どのようなメリットや問題があるだろうか。

(川原) 入会地が多数の入会権者による共有名義になっており、そのうちの一部が転出しているという場合、その土地に関する地縁団体法人への移転登記は、転出者の登記上の共有持分についても必要だから、それが不可能な場合、近代化法に頼らざるをえない。結局、地縁団体法人制度が利用できるケースは、その土地が少數の代表者による登記名義となっている場合であろう。

(岡森) 入会集団をそのまま地縁団体法人とすることはできるのか。確かに、区域内住民全員の加入資格という点は入会慣習になじまないが、外来者の転入が少ない地域において慣習を多少とも変えれば、入会集団を地縁団体として法人化することができるような気もするのだが。また、法人住民税の負担で困っている生産森林組合において、組合を解散し、直ちに、公益法人としての地縁団体法人を設立して税金問題を解決するという方法は考えられないか。

(江渕) 入会集団所在の地域において地縁団体法人が成立した場合、これが入会権にどのような影響を与えるかという点が問題だ。区域内全住民個人個人が加入資格を有するという制度は、やはり入会の性格とは合わない。地方自治法260条の2が新設されたから、入会地について入会整備をしなくても法人名義で登記ができるようになったのだと理解することは難しい。川原さんの報告は、入会地の登記の問題に関して全面的に地縁団体法人制度に興味をもたれているものでもなかったと思うが、そのように理解してよいか。(川原) 確かに、この地方自治法上の規定と近代化法は立法趣旨を異にしているということを注意しておかなければならぬ。地縁団体法人は、地域住民が集団的に管理する集会所などの不動産を地域団体名義で登記することを認めようという制度で、一応は入会地とは関係がないものである。

(岸田) 鳥取県においても、入会権研究の一環として地縁団体法人に関して地方課に問い合わせたことがあるが、やはり、入会権とこの法人制度は異なっているという回答を得た。

司会(中尾) 地縁団体法人の場合、これまで指摘があったような構成員資格が区域内個人であるという要素を考慮すると、次のような問題を考える必要がある。すなわち、入会集団の場合、財産は構成員(入会権者)の総有(という一種の共有)であるため、処分に際しては全員の合意が必要であるが、地縁団体法人の場合、法人による所有であるから多数決でよいと解する余地が出てくる。入会地をこの法人所有の形になると、本来なら入会権を取得できないにもかかわらず法人構成員となった外来者を含めて、多数決でその土地の処分が可能ということになりかねない。とするなら、入会地につき地縁団体法人による所有形態をとるのは危険だ。

(川原) 地縁団体法人においては、今のところ印鑑証明に関する規定がなく財産処分方法が確立されていないので、この問題はいまだ流動的というべきだろう。前述のように、この法人制度は、地域的住民団体が管理する集会所等の財産関係について団体所有という実体を形式の上で明確にしようというところに目的があり、近代化法など入会権に関する制度とは無関係だ。しかし、緑地保全団体や緑化促進団体のような組織の認定制度と同様な制度として、将来、この地縁団体法人制度の発展が期待できるかもしれない。これまで、生産森林組合という制度を考える場合、弱小組合における法人住民税などの負担が大きいという点が繰り返し指摘されてきた。森林の集団的育成という目的達成のために、地縁団体法人制度はひとつの可能性を有しているように思える。

(堺) 地縁団体法人は公益法人とみなされるとのことだが、そうである以上、収益の個人配分

が不可能だ。もともと公益法人は、財産の所有という目的に重点を有するものであり、必ずしも恒常的な収益の取得を目指すものではない。一方で、入会集団の場合、多くは収益配分を目的とするという面をもち、この点で、公益法人と入会とはなじまない面がある。緑化法人のような公益法人に類するものを森林経営に導入する場合、参加者が誰かという問題とともに、収益の配分という方法を残しておくという道を考えておく必要がある。そうでなければ、この種の法人制度の導入は、入会権者が望むのものとかなり異なった形になってしまうおそれがある。

(野村) 依光さんが報告された例では、収益金が相当あるということだが、その財産の利用計画について聞きたい。

(依光) 静岡東部の場合、非常に早い時期から公益法人設立が進んでいた。一番財産が多い「須走山林彰徳会」の場合は戦後の設立だが、地域的な組織(部落)のための財産形成の方法として植林をなし、それを法人財産としたものだ。その後、まもなく開発資本や国などから多額の地代収入が入るようになった。近辺の公益法人化していない入会集団の場合には、そのような収益について個人分配が行なわれ、個々的な入会権者が利益を受けているが、「須走山林彰徳会」の場合には、公益法人としての性格上、会員に分配ができない。そのため、旧来からの入会権者にとっては不利だ。

(川原) 入会地は、地域の共益的な役割をはたしている場合が少なくないが、公益法人という形態は、このような場合で、比較的小規模の林野について妥当するものであろう。要するに、収益を期待しないとか、個人配分をしないという場合でなければ有効ではないと思われる。ただ、このような形態を含めて、林業経営の在り方を勉強すべきだ。たとえば、山林所得の場

合、一般的な所得と比べて特別な控除が認められているので、このような法人制度も有益ではなかろうか。

(岡森) 地縁団体法人が多額の財産を有している場合、解散できるだろうか。とくに、過疎地域における法人の場合に、この問題が現実化するのではないか。法人形態をとらない入会集団において、全員が転出した場合には、入会地につき法律関係はどのようになるのか。

司会(中尾) 成田空港拡張工事予定地内に存する共同墓地について、この種の問題につき裁判となったケースがある。これは、墓地の登記名義人が空港公団に売買を原因として移転登記をしたところ、現に墳墓を設けている住民が公団を相手として入会権を主張しているものだ。争点は、この土地が現在も入会地としての性格を有しているかどうかというところにある。この事例で問題なのは、もともと40名近くいた住民のうちほとんどの者が転出し、現住者(墓地利用者)が2名しか残っていないという点だ。この部落は、民法制定後の明治36年にできたものだが、千葉地裁はそれでもこの土地が入会地であったことを認めている。ただ、判決は、現在は2名しか残存していないので、すでに入会権は解体したと判断したが、対象地の現在の所有関係については、言及していない。この問題は、中央コンサルタント会議においても議題となつた。一般論としては、構成員が一人になった場合には、団体は存立しえないということになるが、入会集団の場合には、一人を残して他の者が転出したからといって、直ちに入会地が残存者の単独所有財産となるとはいえない。というのは、転出者が帰村して復権する余地があるからだ。したがって、一人が残っている場合には、入会集団はその者を構成員として残存すると考えてよい。ここで、帰村復権の慣習を残存者単独で変更することはできないだろう。というの

は、転出者がもつ帰村復権の期待権を奪うことになるからだ。また、全員が転出してしまった場合でも、無主物として国庫に属することにはならず、やはり帰村復権のという観点から、入会集団は残存すると考えざるをえないだろう。

II 経営上の問題

① 租税について

(江渕) 地縁団体法人を対象とした租税優遇措置について簡単にコメント頂きたい。

(川原) この法人制度は誕生したばかりで、実務的にはいまだ準備段階である。福岡市においても色々準備がなされていると聞いている。ただ、現在、地域的な団体で、集会所などの不動産を有するものについては、法人格の欠如が原因で代表者による個人登記という形態をとっても、それが公益的な目的を有するという理由で、固定資産税の減免措置がとられている。また、法人税関係も団体からの減免申請によりその措置が認められる(財団法人たる福岡市森林公社の場合も公益目的を理由に市の法人住民税の免除措置を受けている)。要するに、公益法人であれば即免除ということではなく、色々手続きが必要ということだ。地縁団体法人の場合も、今後、各市町村において、租税に関する手続きが完備されることとなろう。

(田中) 郷分生産森林組合における法人税負担について聞きたい。

(高橋) 長崎県福江でのシンポジウムの際だったと思うが、ほとんど収益のない生産森林組合が多額の法人税関係の負担をするのは問題があるという意見が出て、林野庁森林組合課長から各県で実態を調べて欲しいという依頼があった。調査の結果、独立の事務所もなければ、専従職員も置いていないという組合があり、これらに対しては、ある程度の考慮をしてもらうということになった。

② 財産所有形態と収益金の利用

(堺) 依光さんは、共有林の開発と収益の分配形態について、(1)「土地販売・現金取得型」(2)「土地賃貸・地代取得分配型」(3)「土地賃貸・地代公益支出、蓄積型」に3つに類型区分しておられる。(1)類型は、天城湯ヶ島町・持越地区の事例に、(2)類型は、小山町・大御神地区の事例に、(3)類型は、同じく小山町・須走山林彰徳会の事例に典型的にあらわれているのか。

(依光) 概ね、そのように考えてよい。ただ、(1)類型の場合、持越地区の他にも多くの例がある。

(堺) 土地の所有形態の問題について聞きたいたい。(1)類型に関するものだが、持越地区においては、報徳社という公益法人が存在する。区長を窓口として、土地をゴルフ場用地として売り渡し、共有権者が1世帯あたり2千万円ほど取得したというのは、この報徳社所有地ではなく、記名共有名義たる共有財産に関してのことか。

(依光) 公益法人の財産変更届手続きを踏んだ上で、報徳社有地を共有地と差し替えて売り渡しという経緯がある。

(堺) とするなら、やはり共有地が売り払われた場合には、収益の個人配分がなされるという傾向があるというべきだろう。土地処分の形としては、集団代表者等の個人的なものの考え方や資質という要素よりも、むしろ、山林所有形態によって大きな違いが出てくるのではないか。たとえば、公益法人所有財産だと収益配分が不可能だから、結局は公益的な分野に寄付するか、利用計画が立たないまま蓄積して袋小路に入り込んでしまうという状況が生じているのではないか。

(依光) その通りだと思う。公益法人の場合、多くの地元集団に対する多額の助成、たとえば年間に、地区健民事業助成が6千万円、地区民生共済事業交付金200万円、振興事業助成金2300

万円、産業振興助成金2200万円、環境衛生助成金1500万円などが支出されている。その他には、造林のための費用を支出する程度で、結局、億単位の財産が繰り越され、蓄積財産が増加する一方ということだ。解散するにしても、税負担が大きいとのことであり、結局、財産の利用に法的な制約があるということを考えると、公益法人設立の目的自体に問題があったというべきかもしれない。

③ 郷分生産森林組合と地域振興

(堺) 郷分生産森林組合における「郷分」とはどういう意味か。よく、○○郷という地名を聞くが、これは、中世における行政単位の規定の仕方として各地にみられるものだ。「郷分」と小字・部落や小部落とどのような関係にあるのか。郷分の中に、いくつかの部落=村落共同体が存在するのであれば、それぞれの部落ごとに、生産森林組合所有の山林に関する管理・利用形態が異なるのではないか。

(高橋) 車瀬、中里、百石、上長田、下長田、平松、樋ノ口の7部落を総称して、郷分という。それぞれの部落は、30戸から40戸程度の規模だ。各部落の中に入会地があったが郷分全体の入会地とは関係がない。かねてより、転出失権、帰村復権、分家による入会権の取得などの慣習があった。ところが、転入者が増加してきたので、伐採木売却収益金の個人配分の関係で、権利者を明確にするために、生産森林組合を設立した。その際、かつて入会の時代に7部落が部落ごとに植林していたという事情があるので、土地は組合財産とするが、立木については昭和100年を期限として旧来の部落管理を認めるという取り決めをしたという経緯がある。

(堺) 組合財産 561ha を超える所有山林があるが、人工林の比率はどの程度か。また、山林からの収入はどのくらいあり、それをどのように利用されているか。造林保育事業をどの程度

されているか。その労働力は、どのように確保されているか。

(高橋) 生産森林組合直轄の土地は80ha程度、そのうち、植林地は51ha、残りは、前述の部落ごとの植林地だ。現在もその管理は、各部落が行なっている。直轄地については、まだ伐採したことなく、収入は今のところない。収入を得るために分収契約を考えないでもなかったが、松も成長していることなので着手を見合せた。ところが、その後、松喰虫の被害を受け、全滅状態となった。公的助成を望んでいるところだ。また、設立以後の植林も行なっていない。植林地51haについては、10ヶ年の除伐計画を立て、このほど完了した。今後、15%から20%間伐の必要があるが、峻しい山のことで技術的に難しく、また、間伐経費と間伐材の価格を考えると困難な面がある。

(正岡) 将来、伐採木売却収益金が入った場合、組合員への配当をされるだろうが、一部を再び造林するために投資する計画はないか。また、現在の理事や監事は非常勤であり、職員も町職員が兼務しているとのことが、将来、収益があがるようになら専従職員をおくなど管理体制を強化するなどの計画を話し合われているようないことはないか。

(高橋) 確かに、現在の状況のままでよいとは思わないが、収益が入るのは相当先のことになるので、具体的にまだ検討している段階ではない。しかし、若い世代にとって魅力的な組合運営にもって行きたいという夢はもっている。

(竹内) 森林が有する保健機能・森林に親しめるような開発という点についてさらに伺いたい。

(高橋) 地域にとって、やはり経済的活性化は必要なことだ。そのために、奈半利町は、港湾整備に努力してきた。今後は鉄道整備も達成しなければならないところである。ただ、森林と

いう先祖伝來の財産を考えた場合、これを破壊することなく、むしろ、森林を活かした開発が必要だと思う。奈半利町では、たとえば、景観の良い山林を利用したふるさと牧場の設置、地域材の产地間形成促進モデル事業として行なった3182万円の事業費による933メートルの林道の設置（平成2年）、林野に芝を植えて行なう牛の飼育計画（33haを農業地域に編入する許可を得た）、養老年間に開通した野根山街道（藩主による参勤交代の際に利用された）という歴史的遺産の活用などを考えている。また、故郷創成資金を利用して、町内の青年をスイスに派遣し、林野資源の見方を勉強させるという努力をしている。

司会（七里）このシンポジウムのテーマであるリゾート開発は、一般には、地域外資本によるものである。しかし、高橋さんが述べられたような、地元の生産森林組合等による地域起こしも可能であり、この点、生産森林組合にとって、ひとつの課題だと思う。

（矢野）私は、高知県佐賀町で共有林野に関する仕事をしているが、その中で痛切に感ずることは、林業経営の後継者がいなくなっているということだ。これは、山村に仕事がなく若者にとって魅力が乏しいからだ。我々がかかえている山林においては、昭和30年代まで山焼きをいて米を作っていた。その後は、現在まで造林をしてきた。町内林野面積500haのうち100haが共有林だが、伐期に遠く、山林からの収入は現在望みようもない。これでは若者に山村に残れといつても無理だ。このような状態で、生産森林組合を設立しても荷が重く、結局、打つ手がない。このような状況の中で、いかに地域の共有林野を守って行くかという点が大きな課題だ。そこで、先程から話が出ていた地縁団体法人のごとき市町村長の認可によって設立できるような、身軽な法人制度が望まれる。また、と

くに近年、困窮している山村型入会地に対して助成が必要だ。これは、林野行政だけの問題ではなく、国土保全行政や環境行政にも関わるものだ。そのために、行政の横の連絡が必要なのではないか。さらに、このような共有林野について、素材生産に留まらず、加工、流通、デザインまで扱うような会社の設立といった、思い切った方法をとらないと、若者を山村に引き止めるることはできないだろう。

（小川）非常に建設的なご意見だ。関係部署と協議したいと思う。

④ 多数組合員の転出

（豆田）佐賀県富士町において、ダム建設問題をかかえている。約60世帯からなる部落の居住地区がほとんど水没する。この地区の住民によって生産森林組合が設立されているが、組合財産60ha（ほとんど人工林）のうち、水没予定は10ha程度だ。組合員のうち、何名が地元に留まるか、今のところ不明だが、3分の1程度に組合員が減少する可能性がある。そうなると組合運営に支障をきたすかもしれない。その対策について、意見を伺いたい。

（川原）まず、処分の対象となる組合財産に関する対策が必要だ。ダム建設などの公共工事によって組合財産が買収される場合、組合においては、5000万円の控除が認められる。しかし、その金銭を組合員個人に配分する場合、林産物は別として、土地に関しては贈与税がかかってくる。公共事業に対する協力であるから、当然に節税のための工夫をしてよい。具体的には、まず、水没予定の財産10haの処分については、前述のように、法人が処分の主体となるのではなく、現物出資を出資者たる個人に出資分を返還し、その個々人が持分を処分すべきだ。さらに個人がこれを直ちに処分すると、その金額で課税されるので、1、2年経って処分するといった方法が適当だ。

（堺）私も、現地に行って話を聞いたが、水没予定地域の住民の多くは転出をしたいということだった。とすれば、組合の存続に関わる問題だ。私は、組合規約における「地区内居住」を広く解釈して、佐賀市や福岡市まで含めることができないかと考えるのだが。（中尾）岐阜県徳山村において、ダム建設のため、入会集団の構成員全員が転出したという例はある。もとより、富士町の事例の場合、まず残った人々だけで運営が成り立つかどうかを考える必要がある。しかし、生産森林組合の場合、入会集団とは異なり、従事義務を果たすことができるかぎり地域外転出者の組合員資格を認めるとの定款改定は可能だと思う。問題は、どの地域への転

出まで認めうるか、という点であろう。

（川原）これまで、生産森林組合の解散問題について議論がなされたこともある。解散という方法を考えるのであれば、水没予定の土地だけでなく、それ以外の土地の買収も協議すべきだ。福岡市においては、曲渕ダム建設にあたり、ダム周辺の山林も水源涵養林として買収を進めたという経緯がある。しかし、なるべくなら、解散するのではなく、現状を維持した方がよいよう思う。福岡市程度への転出だと従事義務を果たすのは可能だろう。現に、福岡市森林公社においても、富士町近辺から山林作業員としてきてもらっている。

〈 大 会 記 事 〉

西日本入会林野研究会第16回大会は、平成3年9月18日～20日に高知市で、約150人の参加を得て開催された。地元高知県の市町村や生産森林組合等からも多数参加があり、盛会であった。

19日のシンポジウムでは、高知県農林水産部の田中忠美副部長、林野庁森林組合課の小川晃課長補佐には、ご多忙中にもかかわらずご出

席いただき、御挨拶並びに御講演をいただいた。

20日は奈半利町郷分生産森林組合の現地検討会を行い、組合の方々には大変お世話になった。その後は、滅多に見学することのできない魚梁瀬杉（馬路村千本山）のコースと、野市町龍馬歴史館・桂浜のコースとに分かれて見学し、無事日程を終えた。

川原 祥治（福岡市森林公社）

酒井 利幸（大分県九重町役場）

守屋 徳夫（愛媛県伊予三島市役所）

山中 博通（高知市役所農林水産課）

未定（宮崎県の開催市町村）

② 県関係

岸田 強士（鳥取県林務課）

佐藤 和幸（高知県林業課）

石田 智明（宮崎県林産課）

麻生 賢一（大分県林政課）

石川 和則（佐賀県林務課）

③ 大学関係

野村 泰弘（徳山大学経済学部）

矢野 達雄（愛媛大学法文学部）

中尾 英俊（西南学院大学法学部）

代表委員

岡森 昭則（九州大学農学部）事務局

④ 監事

松原 功（山口県入会コンサルタント）

西森 正信（高知県入会コンサルタント）

〈 総 会 報 告 〉

西日本入会林野研究会総会は、9月19日の昼食前に開催され、山上三郎氏（佐賀県生産森林組合協議会）の議長のもとで議事が進められた。会務報告（平成2年9月～3年8月）、会計報告（同）、会計監査報告が了承された後、次回の開催予定地、役員の選考について審議され、以下の通り決定された。

1. 会務報告

（第16期、平成2年9月～3年8月）

1) 活動日誌

（平成2年）

9月26日～28日

西日本入会林野研究会第15回
大会開催（大分県湯布院町）

（平成3年）

4月8日 東日本入会林野研究会会報第11
号受領

4月20日 西日本入会林野研究会会報第11
号受領

6月10日 「西日本入会林野研究会会報第
15号」の発送

「西日本入会林野研究会会報第
16回大会の予報」の文書発送

「入会林野及び生産森林組合の
担当係と担当者の確認」文書発送

6月20日 高知県担当者と第16回大会の打
ち合わせ（高知市）

7月20日 「第16回大会の案内状」、「会
員の確認及び会費の徴収」文書
の発送

2) 会計報告及び会計監査報告

別紙の通り。

2. 審議事項

1) 次回開催地について

次回の第17回大会の開催地については、
第3回大会を開催した宮崎県内で開催して
頂きたいとの提案に対して、宮崎県の担当
者から内諾をいただける発言があり、了承
された。

2) 役員の選考について

新役員については、以下の方々が選出され
た。

① 市町村関係



生産森林組合の現況

西日本入会林野研究会第16期会計報告

(平成2年9月1日～平成3年8月31日)

項目	前期	今期	摘要
1. 前期繰り越し	39,652	97,169	
2. 会費	150,000	135,500	271人
3. 大会参加費	324,000	408,000	102人
4. 会報売上	0	4,000	8冊
5. 利息	2,515	7,653	
収入合計	516,167	652,322	
1. 会報費	223,600	274,500	
2. 会場係旅費	78,400	68,760	
3. 連絡旅費	19,240	45,120	高知県との打ち合わせ
4. 運営委員会費	0	0	
5. 監事会費	0	0	
6. 通信費	17,758	19,958	
7. 謝金	40,000	40,000	
8. 事務局費	40,000	41,935	
支出合計	418,998	490,273	
次期繰り越し	97,169	162,049	

平成3年9月18日

西日本入会林野研究会 代表委員 中尾英俊

会計監査報告

第16期の会計処理は適正になされ、何ら異常のなかったことを認めます。

監事 松原功
同 西森正信

年度 都道府県	組合数	組合員総数	組合の経営する 森林面積	
			千円	ha
昭和63	3,100	(3,410)	295,113	29,931,842
平成元	3,148	(3,437)	297,189	30,297,403
北海道	7	(7)	970	39,917
青森県	21	(46)	2,133	193,484
岩手県	88	(88)	13,201	1,111,778
宮城县	30	(32)	5,489	314,890
秋田県	85	(85)	6,359	812,206
山形県	108	(108)	10,369	576,394
福島県	46	(46)	3,910	537,536
群馬県	2	(2)	128	79,600
埼玉県	55	(58)	6,052	677,495
東京都	4	(4)	2,376	5,785
神奈川県	4	(6)	441	3,139
新潟県	54	(54)	4,424	436,966
富山県	177	(177)	14,626	1,547,015
石川県	42	(79)	4,339	107,870
福井県	44	(45)	2,508	156,911
山梨県	227	(227)	15,353	591,746
長野県	2	(2)	110	516
岐阜県	154	(155)	19,425	2,908,040
静岡県	109	(109)	16,193	1,001,138
三重県	8	(8)	1,737	32,471
滋賀県	53	(53)	13,319	784,141
京都府	88	(88)	14,660	2,756,244
大阪府	182	(193)	11,979	2,004,304
兵庫県	12	(16)	704	64,502
奈良県	332	(361)	25,262	6,668,421
和歌県	24	(24)	1,650	270,607
鳥取県	54	(54)	3,836	356,040
島根県	98	(98)	4,971	276,134
岡山県	109	(111)	9,361	582,802
広島県	37	(37)	2,779	268,858
山口県	120	(122)	12,637	655,858
徳島県	20	(22)	1,446	161,556
香川県	5	(5)	214	11,347
愛媛県	12	(12)	1,784	90,691
高知県	98	(117)	10,086	390,431
福井県	74	(168)	2,537	293,568
佐賀県	59	(59)	5,914	790,954
長崎県	136	(171)	8,637	762,998
熊本県	111	(112)	8,521	339,320
大分県	13	(13)	922	73,373
宮崎県	127	(131)	12,634	643,757
鹿児島県	59	(68)	5,700	455,576
沖縄県	58	(64)	7,493	461,024
	-	(-)	-	-

資料：林野庁「森林組合統計」

注：1) 組合数について裸書は調査票提出組合数であり、()書きは設立組合数である。

2) 年度末現在の数値である。

西日本入会林野

研究会の歩み

	第1回	第2回	第3回	第4回
開催時期	昭和50年10月3、4日	昭和51年11月10、11日	昭和52年11月29、30日	昭和53年9月29、30日
開催場所	大分県九重町 中央公民館	高知県土佐清水市 漁民センター	宮崎県宮崎市 ひまわり荘	鳥取県三朝町 温泉会館
参加者数	52人	51人	72人	約100人
研究テーマ	「入会林野整備後の経営形態」	「入会林野整備ならびに整備後の諸問題」	「入会林野近代化と市町村」	「地域農林業と入会林野」
特別講演	植田 昌宏 穂積 良行 「入会林野対策の方向について」	山田喜一郎 「入会林野対策の諸問題」	渡辺 武 「入会林野の高度利用について」	
問題提起	笠原義人（九州大学） 武井正臣（島根大学） 吉嶽芳徳（長崎県） 西森正信（高知県） 森 有為 (大分県九重町) 馬場 透（鹿児島県）	南原博文（島根県） 長友 格（宮崎県） 山口達興（福岡県） 大平英輔（高知大学）	藤 和則（佐賀県） 有本照次 (鳥取県三朝町) 佐藤英男 (熊本県南小国町) 堺 正祐（九州大学）	重石 功 (大分県日田市) 山口正郎 (高知県梼原町) 山里 稔（鳥取県） 斎藤政夫（島根大学）
シンポジウム司会	中尾英俊（西南大学） 堺 正祐（九州大学）	武井正臣（島根大学） 岡森昭則（九州大学）	川田 獢（高知大学） 佐藤友彦（大分県）	西森正信（高知県） 篠原武夫（琉球大学）
シンポジウムの内容		I 入会林野整備の行財政問題 II 整備後の経営問題 III 入会林野近代化の法律的側面	I 入会林野近代化と市町村 II 地域農林業と入会林野整備	I 重石報告をめぐって II 山口報告をめぐって III 山里報告をめぐって IV 斎藤報告をめぐって
現地視察	九重町桐木生産森林組合	土佐清水市松尾生産森林組合	東郷町寺泊生産森林組合	三朝町木地山生産森林組合

第5回	第6回	第7回	第8回
昭和54年10月4、5日	昭和55年10月30、31日	昭和56年10月29、30日	昭和57年10月5、6日
鹿児島県屋久町 屋久島温泉	愛媛県今治市 湯ノ浦ハイツ	熊本県南小国町 自然休養村管理センター	広島県湯来町 湯来西公民館
160人	160人	170人	200人
「入会林野と分収林」	「入会林野と生産森林組合」	「入会林野と入会慣習」	「入会林野の運営と入会集団の性格」
船渡 清人	山田 保夫 「入会林野整備の現状と課題」	綾部 誠司	山本 徹 「当面する林政の課題」
川東義明（鹿児島県） 真孫義之 (対馬林業公社) 砂田清哉 (今治市外2町村 共有組合) 岡森昭則（九州大学）	山内舜郎 (愛媛県上林生産 森林組合) 杉山宏明 (佐賀県富士町) 肥後恒文（宮崎県） 中尾英俊 (西南学院大学)	岡村芳美 (山口県阿武町) 高尾徳次（長崎県） 佐藤英男 (熊本県南小国町) 中尾英俊 (西南学院大学)	川原祥治 (福岡市森林公社) 赤迫唯夫 (大分県臼杵市) 久保逸美 (広島県乃美尾下組 生産森林組合) 矢野達雄（愛媛大学）
中尾英俊（西南大学） 河野俊克（宮崎県）	武井正臣（島根大学） 松原 功 (山口県林業公社)	吉嶽芳徳（長崎県） 岡森昭則（九州大学）	西森正信（高知県） 江淵武彦（西南大学）
I 入会林野の所有権登記 II 入会林野は近代化すべきか III 共有山組合と入会権 IV 対馬林業公社と入会林野 V 生産森林組合と分収林	I 入会整備後の経営形態 II 生産森林組合の事務処理 III 生産森林組合に災害保険 IV 生産森林組合員の資格 V 法人税への対処	I 整備前における入会慣行と権利者の確認 II 登記の手続き III 従事割配当と税制問題 IV 生産森林組合と分収林	I 川原報告について II 赤迫報告について III 久保報告について IV 矢野報告について V その他の問題
屋久町船行入会整備組合	今治市外2町村共有組合山林	南小国町扇及び白川牧野	湯来町北谷生森及び廿日市木材工業団地

	第9回	第10回	第11回	第12回
開催時期	昭和58年10月6、7日	昭和59年9月16、17日	1985年10月15~17日	1986年9月10~12日
開催場所	長崎県岐宿町 福江島開発総合センター	島根県西郷町 町立町民体育館	佐賀県唐津市 唐津シーサイドハイツ	岡山市 山佐別館
参加者数	220人	230人	223人	188人
研究テーマ	「入会林野の運営と生産森林組合」	「地域振興と入会林野」	「入会林野整備後の経営問題」	「入会林野等の活用と今後の課題」
特別講演	沖沢 幸二	井手 道雄	木下 紀喜	森田 栄一
問題提起	宗 繁巳 (長崎県下五島生産森組) 土肥邦徳 (熊本県五木村) 倉橋門生幸 (高知県) 篠原武夫 (琉球大学)	山本忠夫 (島根県猪目生産森組) 山口 節 (宮崎県林産課) 酒井利幸 (大分県九重町) 北川 泉 (島根大学)	浜田康裕 (唐津市農林課) 長尾仁志 (鹿児島県林業振興課) 広井睦生 (岡山県林政課) 江淵武彦 (西南学院大学法學部)	和田政利 (岡山県柏原上第一区生産森林組合長) 江崎浩二 (福岡県林政課) 井原直幸 (広島農業短期大学) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)
シンポジウム司会	山上三郎 (佐賀県生森協) 境 正紘 (九州大学)	佐藤英男 (熊本県南小国町) 岡森昭則 (九州大学)	矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山口 節 (宮崎県林産課)	中尾英俊 (西南学院大学法學部) 松原 功 (山口県椎茸農業協同組合)
シンポジウムの内容	I 整備前の問題 II 整備後の経営形態の選択 III 生産森組の経営問題 IV その他	I 入会整備の法律問題 II 「委任の終了」の活用の可能性 III 入会林野の高度利用 IV 生産森林組合の経営問題	I 生産森林組合の現状と課題 II 入会地および整備に関する法律問題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的問題	I 報告に対する事実確認 II 入会整備に関する問題 III 生産森林組合の運営 IV 入会権に関する法的問題
現地観察	岐宿町二本楠生産森組	布施村森林	鏡生産森林組合	東山内生産森林組合

第13回	第14回	第15回	第16回
1987年9月9~11日	1989年8月30日~9月1日	1990年9月26~28日	1991年9月18~20日
福岡県朝倉郡杷木町原鶴温泉泰泉閣	山口県長門市 (湯本温泉) 白木屋グランドホテル	大分県湯布院町、湯布院ハイツ 九重レークサイドホテル	高知市 三翠園ホテル
145人	154人	約180人	約150人
「入会林野利用の今後の方向」	「入会林野高度利用の課題」	「入会林野の現状と活性化の方向」	「リゾート開発と入会林野」
芳田 誠一「入会林野整備をめぐる情勢」	河田 譲郎	船本 博昭	小川 晃
飼 敏信 (福岡県行橋農林事務所林務課) 神菊憲一 (宮崎県林政課) 八尋宣子 (九州大学農学部) 昭山匡敦 (山口県治山課)	竹林彌壽 (山口県三隅市生産森林組合) 稻生一成 (熊本県林政課) 足立紀彦 (大分県大分事務所林業課) 矢野達雄 (愛媛大学法文学部)	田波孝基 (大分県上村生産森林組合) 石谷秀彰 (長崎県北振興局) 吉村健美 (鳥取県倉吉振興局) 野村泰弘 (西南学院大学法文学部)	高橋秀雄 (奈半利町郷分生産森林組合) 河原祥治 (福岡市森林公社) 有村栄作 (鹿児島県林業振興課) 依光良三 (高知大学農学部)
矢野達雄 (愛媛大学法文学部) 山上三郎 (佐賀県生産森林組合協議会)	野村泰弘 (西南学院大学法學部) 稻田張一 (佐賀県林務課)	河原祥治 (福岡市森林公社) 境 正紘 (九州大学農学部)	中尾英俊 (西南学院大学法學部) 七里成徳 (長崎県林務課)
I 入会整備前の諸問題について II 入会整備後の諸問題について	I 三隅市生産森林組合の経営内容 II 個人分割を目的とする整備 III 入会権明確化の必要性 IV 多機能重視型森林経営の問題点 V その他の諸問題	I 入会に関する一般的問題 II 生産森林組合の現状 III 生産森林組合に対する助成措置 IV 生産森林組合の解散問題 V 契約利用の法律問題	I 入会に関する法律問題 II 経営上の問題
小石原生産森林組合	三隅市生産森林組合	上村生産森林組合	奈半利町郷分生産森林組合

1992年5月29日 印刷
1992年5月30日 発行

編集 西日本入会林野研究会
発行 福岡市早良区西新6~2~92 (814)
西南学院大学法学部内
☎ (092) - 841 - 1311

印刷 松隈印刷株式会社
☎ (092) - 721 - 0769

